

C1-2023- 行政

専門（記述式）試験問題

注意事項

- 問題は政治学、行政学、国際関係（2題）、公共政策（2題）、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策の**14科目（16題、39ページ）**あります。このうち**任意の3題**を選んで解答してください。
- 解答時間は**4時間**です。
- 答案用紙の記入について
 - 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄には、解答した問題の別（**政治学、行政学、国際関係A、国際関係B、公共政策A、公共政策B、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策**）を記入してください。
 - 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
- この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
- 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
- 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
	行政		

指示があるまで中を開いてはいけません。

政治学

政治学者のA・レイプハルトは、現存する民主主義体制を、多数決による決定を重視するか、より広範な合意形成を重視するかという観点から分類できることを示した。レイプハルトは、多数決型民主主義よりもコンセンサス型民主主義の方が、優れたパフォーマンスを示していると主張したが、多数決型民主主義の優位性を強調する見解も少なくない。多数決型民主主義の典型例で、ウェストミンスター・モデルと称されるイギリスの政治は、民主主義の一つの理想と考えられてきた。

一時期を除いて政権交代がなく、首相のリーダーシップが制約されがちであった日本でも、政権交代のある二大政党制と首相の強力なリーダーシップを特徴とするイギリス政治は、高く評価されてきた。1990年代にはイギリスをモデルとした政治改革・行政改革が行われ、日本政治のウェストミンスター化が論じられるようになったのである。

ところが、日本がモデルとしたイギリスでは、近年、国民投票でEUからの離脱が決定されたり、首相が短期間で頻繁に交代したりするなど、政治の流動化が続いている。このようなイギリス政治の現状を考えるにあたり、ウェストミンスター・モデルの制度的特徴が大きく変化していることに着目する見解もある。

そこでまず、①多数決型民主主義に分類される体制は、具体的にどのような制度的特徴を持つのかを、コンセンサス型民主主義の制度的特徴と対比させながら説明しなさい。次に、②多数決型民主主義の典型例としてきたイギリスの制度的特徴が、近年、どのように変容し、それが、どのような結果をもたらしたのかを説明しなさい。その上で、③現在の日本の政治制度に対して、イギリスにおける現状から得られる示唆について論じなさい。

行政学

現代民主主義国家では、有権者の負託を受けた政治家に対する行政の応答性を高めることは大きな課題である。他方、政府の活動範囲が広がり、その活動量も増えていく中で、行政の専門性を向上させることも大きな課題である。行政を担う公務員の人事システムは、こうした課題に対応して見直しが行われてきた。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 19世紀後半から20世紀前半にかけて、英国と米国において公務員制度改革が行われた経緯についてそれぞれ説明した上で、その改革の結果として両国で導入された公務員採用方式について、長所と短所を明らかにしながら説明しなさい。
- (2) 2000年代以降の日本では様々な行政改革が行われてきたが、その中でも政治的応答性を高める観点から行われたものについて説明した上で、それが日本の行政に与えた影響を論じなさい。

国際関係 A

第二次世界大戦の終結後まもなくして、米国とソ連の間でいわゆる冷たい戦争（冷戦）が始まり、米ソは軍事的に対立した。その対立の一つの現れが核軍拡競争であったが、米ソ両国の指導者は同時に、核戦争の危険を自覚、認識し、核軍拡競争を規制することで核戦争を防止し、両国の関係を安定化させることを目指した。核軍拡競争の制御をめぐる米ソ関係史は、冷戦期の両国関係、更には国際関係の展開と変容を示す歴史でもあった。

そこで第二次世界大戦終了後から冷戦終結までの間において、主に米ソ間で展開された核軍備管理・軍縮交渉とそれらの結実である主要な協定・条約について簡潔に説明しつつ、その時々の国際関係の状況と変容を時系列に沿って論じなさい。さらに、これらの協定・条約がその後の米ソ関係、国際関係に与えた影響についても考察しなさい。

国際関係 B

次の英文は、1980 年代前半に国際政治学において主張された主要な学説に関する著作の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。この学説において重視されている概念について言及しながら、その特徴について説明しなさい。加えて、この学説に対してなされた批判についても併せて論じなさい。また、この学説が現代国際関係に与えている示唆はどのようなものか、具体的な事例を挙げて論じなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

公共政策A

国民医療費は、医療保険、労働災害、生活保護の医療扶助、公費負担医療などの医療費の合計であり、日本において毎年医療にどれくらいの費用が使われたかを示すものである。2020年度の国民医療費は約43兆円であり、国民医療費はGDPの伸びを超えて増加している。この急増する国民医療費に対応することが求められている。

参考情報1～4を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

(1) 国民医療費の増大の要因として、人口構造の変化と疾病構造の変化が挙げられる。この二つがなぜ国民医療費を増大させるのかを説明しなさい。

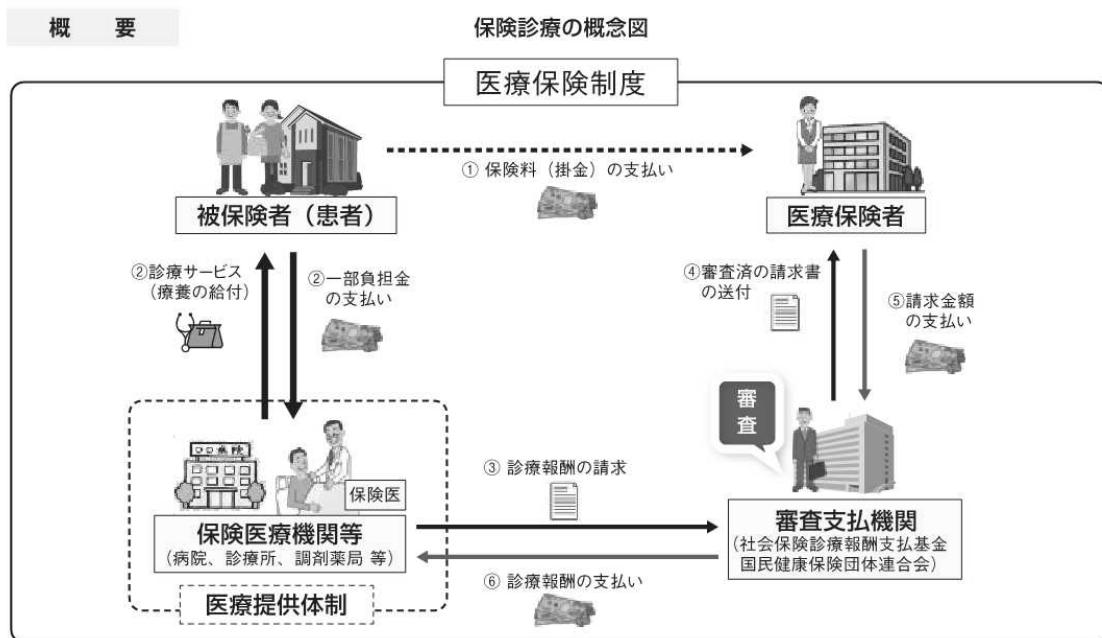
(2) 日本において、被保険者が医療機関を受診する際には、医療費について被保険者への一部負担（自己負担）が課せられている。その一部負担（自己負担）の目的を二つ挙げなさい。

また、日本の医療保険制度において、6歳から70歳までの現役世代の一部負担（自己負担）の割合を3割負担から5割負担へ引き上げるとしたら、様々なデメリットが生じる可能性がある。そのデメリットについて、被保険者に対するものと保険者に対するものをそれぞれ一つずつ挙げなさい。

(3) 診療報酬は、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬であり、診療行為ごとに定められた点数に応じて決められる。日本は出来高払制度を採用しているため、診療報酬の点数がどのように改定されるかは医療関係者の大きな関心事であり、診療報酬制度は医療関係者に対しては、経済的インセンティブを付与する政策手段として用いられている。例えば、2022年度の診療報酬改定においては、診療報酬（医科、歯科、調剤）は0.43%の引上げとなり、薬価は1.35%の引下げとなった。このような診療報酬制度が医療関係者に対する政策として果たしている具体的な機能を二つ挙げなさい。

また、診療報酬制度のほか、現在日本において、①医療機関の間の機能分化・連携と②医療の職種分担（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師など）も行われている。この①、②の二つの政策のメリットとデメリットについて、政策ごとにそれぞれ一つずつ、計四つ挙げなさい。

参考情報 1. 保険診療の概念図

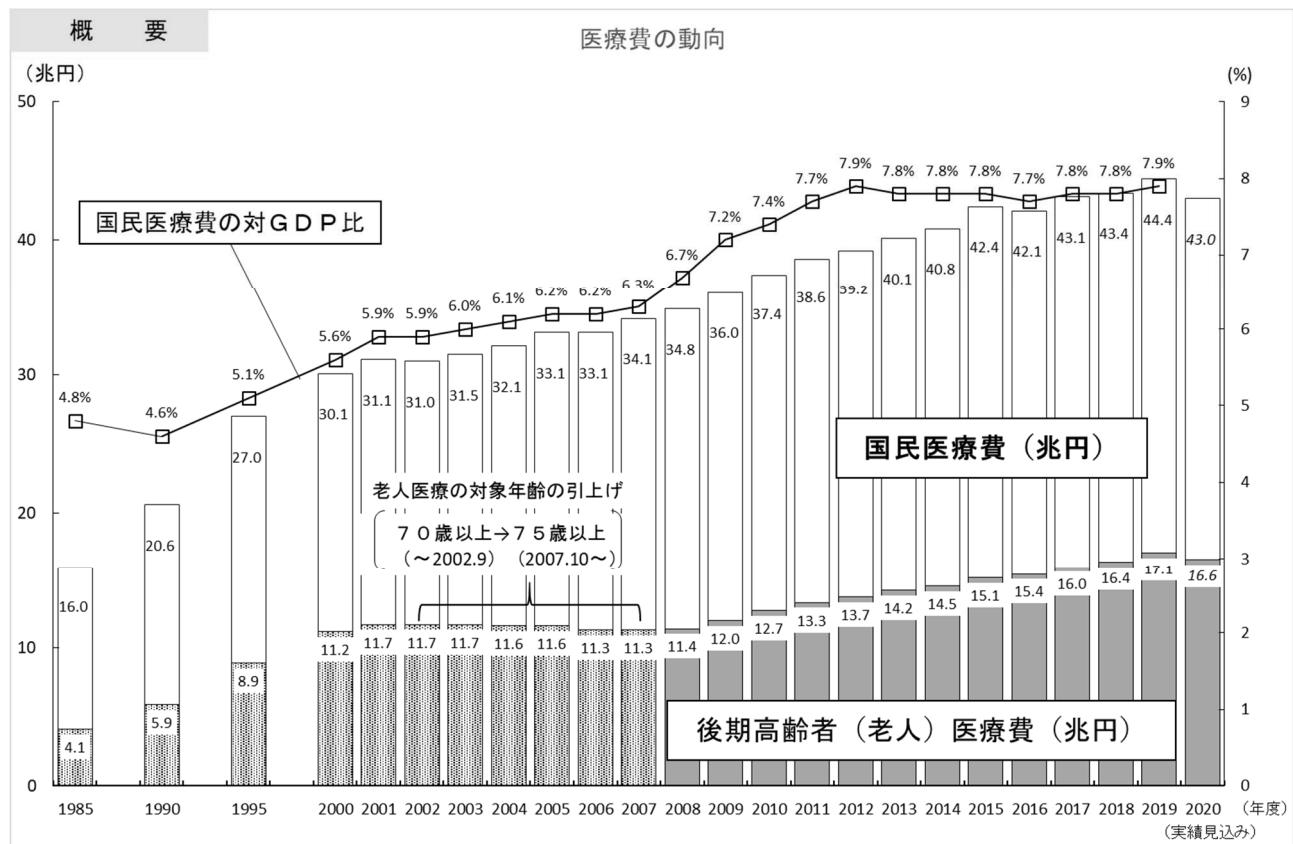


診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される。

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として計算される（いわゆる「出来高払い制」）。例えば、盲腸で入院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることになる。

（出典）厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」（令和4年公表）

参考情報2. 医療費の動向



〈対前年度伸び率〉

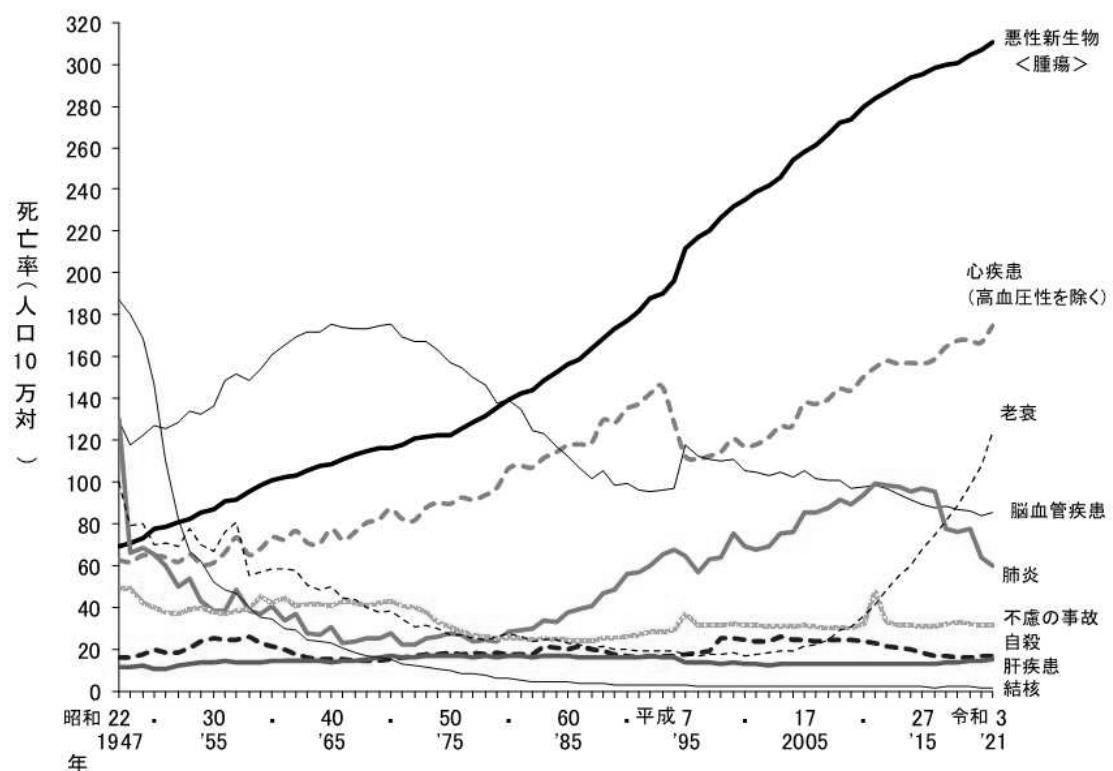
	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2
後期高齢者 (老人) 医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.4
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	▲1.9	▲0.7	0.5	0.6	0.8	0.6	0.2	▲4.1	▲3.6	1.5	▲1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.5	—

(注) 1. GDP は内閣府発表の国民経済計算による。

2. 2020 年度の国民医療費（及び後期高齢者医療費。以下同じ。）は実績見込みである。2020 年度分は、2019 年度の国民医療費に 2020 年度の概算医療費の伸び率（上表の斜字体）を乗じることによって推計している。

(出典) 厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」(令和4年公表)を基に作成。

参考情報3. 主な死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移



- 注：1) 平成6年までの「心疾患（高血圧性を除く）」は、「心疾患」である。
 2) 平成6・7年の「心疾患（高血圧性を除く）」の低下は、死亡診断書（死体検査書）（平成7年1月施行）において「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。
 3) 平成7年の「脳血管疾患」の上昇の主な要因は、ICD-10（平成7年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。
 4) 平成29年の「肺炎」の低下の主な要因は、ICD-10（2013年版）（平29年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

(出典) 厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計月報年計（概数）の概況」(令和4年公表)

参考情報4. 医療費の一部負担（自己負担）割合について

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	
70歳	2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から	3割 負担
6歳 (義務教育就学前)		3割負担
		2割負担

(出典) 厚生労働省ホームページ「医療費の自己負担」を基に作成。

公共政策B

地方公共団体で旅行者を対象にした新税を導入する動きが広がっており、東京都や京都市が既に導入している宿泊税も旅行者を対象にした地方税の一つである。こうした地方税は、地方税法に定める税目（法定税）ではなく、条例によって新設される税で「法定外税」と呼ばれる。2000年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

このような法定外税の在り方について、参考情報1、2、3を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

- (1) 宿泊税のような旅行者を対象にした法定外税の導入の目的としてはどのようなものがあるか、参考情報2を参考にして考えられる目的を二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (2) ある地方公共団体が、宿泊税のような旅行者を対象にした法定外税の税額を変更すると、他の地方公共団体のそのような法定外税に関する意思決定に対して、直接的に、あるいは旅行者の行動変容等を通じて間接的に、影響を及ぼす可能性がある。その影響が及んでいく過程として考えられるものを二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (3) 地方公共団体が旅行者を対象にした法定外税を導入しているとき、中央政府はその導入に対して、税額の変更を求めるなど何らかの介入を行うのが望ましい場合がある。どのような場合に介入すべきかを述べた上で、現行の旅行者を対象にした法定外税に対して中央政府が介入すべきかどうかについて、参考情報3も参考にしながら、多角的に論じなさい。

参考情報1. 日本経済新聞電子版（2022年6月14日）より抜粋

各地の自治体で旅行者を対象にした新税を導入する動きが広がっている。（中略）

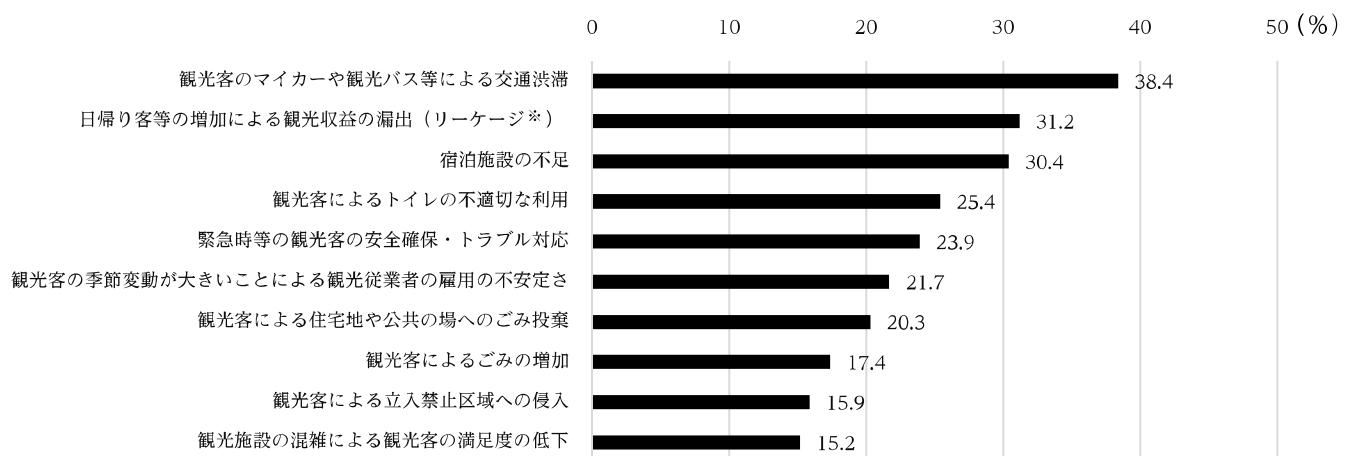
長崎市議会で3月、市内のホテル利用者に課す宿泊税を創設する条例が成立した。税額は宿泊料金に応じ、1人1泊あたり100～500円。総務省の同意を得たうえで、2023年4月の徵収開始を目指す。（中略）

海辺のリゾートが人気の沖縄県宮古島市も24年度の宿泊税導入を検討している。（中略）

世界遺産の厳島神社がある宮島への「訪問税」の準備を進めるのは地元・広島県廿日市市だ。23年秋ごろに導入予定で、フェリー乗船時に運賃と一緒に1人あたり100円を徵収する。（中略）

旅行者を対象にした「観光税」は海外の主要観光地では定着している。米ハワイ州は宿泊料の10.25%を課しているほか、ローマやパリも1泊あたり日本円で数百円程度を徵収。日本ではコロナ禍前の18～20年に京都市や金沢市など6自治体が宿泊税を始めたほか、沖縄県座間味村は入島税の「美ら島税」を創設した。

参考情報2. 持続可能な観光に関して地方公共団体が認識している主な課題



(注) 主要観光地を抱える計214の地方公共団体を対象に、持続可能な観光に関しては初となるウェブ等一斉アンケート調査を実施。アンケート実施期間は2018年（平成30年）10月31日から11月30日の1か月間。うち46か所については、国土交通政策研究所が2018年度（平成30年度）に別途実施したアンケート調査による回答。

※ リーケージとは、「漏出」の意味。「観光収益の漏出（リーケージ）」は観光収入が地元地域に落ちず、他地域に漏出してしまうことを意味する。

（出典）「令和4年版観光白書」を基に作成

参考情報3. 法定外税の状況（2022年4月1日現在）

① 法定外普通税

単位：億円

	名称	導入自治体	税収
都道府県	石油価格調整税	沖縄県	9
	核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	238
	核燃料等取扱税	茨城県	12
	核燃料物質等取扱税	青森県	193
市区町村	別荘等所有税	熱海市	5
	砂利採取税	山北町	0.05
	歴史と文化の環境税	太宰府市	0.5
	使用済核燃料税	薩摩川内市、伊方町、柏崎市	12
	狭小住戸集合住宅税	豊島区	6
	空港連絡橋利用税	泉佐野市	2
	合計		477

② 法定外目的税

単位：億円

	名称	導入自治体	税収
都道府県	産業廃棄物税等*	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	68
	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	10
	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.03
市区町村	遊漁税	富士河口湖町	0.1
	環境未来税	北九州市	7
	使用済核燃料税	柏崎市、玄海町	7
	環境協力税等*	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村	0.1
	開発事業等緑化負担税	箕面市	1
	宿泊税	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市	26
	合計		120

(注) 税収は2020年度決算額である。法定外税の税収の合計は597億円であり、地方税収額に占める割合は0.15%である。

* 実施団体により名称に差異がある。

(出典) 総務省「法定外税の実施状況」を基に作成

憲法

次の仮定の事例を前提にして、設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

出版社であるA社に勤務するジャーナリストBは、C省において公金が不適切に使用されているという情報をつかみ、C省で会計処理を担当している職員である公務員Dに取材を試みた。Dは、自分が話したということを口外しないという条件であれば取材に応じると答え、Bはその条件を了承した。DはBに対し、「このところ、上司のEから度々、性格の不明確な会合の費用を公費から支出するよう指示を受けている。私は、それらの会合の趣旨をより詳しく調べたいと申し出たのだが、Eからは、そのような調査はせずに自分の指示に従うよう強く命じられた。私は、これらの会合は職員の私的な懇親会だと思っている。」と述べた。Bは、Dの許可を得て、取材のやり取りをICレコーダーに録音していた。

その後、A社が発行する雑誌が、C省で公金の不正使用が行われているという内容の記事を掲載し、その中で、Eについて、実名を挙げつつ公金不正使用の中心人物であると批判した。

(1) 報道の自由及び取材の自由の憲法上の位置付けについて論じなさい。

(2) Eは、自分を批判する記事は全くの事実無根であると主張し、A社に対して名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟を起こした。訴訟において、Eは、この記事のための取材を主にBが担当していたことを知り、Bに対して誰から情報を得たのかを証言するよう求め、裁判所も民事訴訟法第190条に基づきBへの証人尋問を認めた。しかし、Bは、同法第197条第1項第3号を援用して取材源の人物についての証言を拒んだ。

Bの証言拒絶が認められるかについて、憲法の観点から論じなさい。

(3) Eは、更にBを名誉毀損罪（刑法第230条第1項）で告訴したため、Bに対する警察の捜査が開始された。警察は、この記事で摘示された事実は同法第230条の2第3項における公務員に関する事実に該当し、その真実性の有無も捜査対象となると考えたが、Bは取材過程について一切供述を拒んだ。警察は、捜査を続ける中で、この取材の相手との会話を録音しているICレコーダーがA社内に保管されていることをつかみ、記事の真実性を判断するためにはこの録音内容を知ることが不可欠であるとして、刑事訴訟法第218条第4項に基づき、このICレコーダーの差押令状の発付を裁判所に請求した。

この請求が認められるかについて、憲法の観点から論じなさい。

(参考)

○ 憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○ 民事訴訟法

(証人義務)

第190条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

第197条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第191条第1項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、^{とうしょく}若しくは祭祀^しの職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

○ 刑法

(名誉毀損^{きそん})

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(公共の利害に関する場合の特例)

第230条の2 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

○ 刑事訴訟法

第218条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

2~3 (略)

4 第1項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

5~6 (略)

行政法

次の事例について、以下の設問(1)～(4)に答えなさい。なお、解答に当たっては、乙市行政手続条例が、本事例に関する限り、行政手続法と同一の規定を置いていることを前提とすること。

[事例]

甲県乙市に主たる事務所を置く宗教法人である A 寺は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6項にいう納骨堂（以下「本件納骨堂」という。）を、乙市内で A 寺が所有する土地（以下「本件土地」という。）上に建設して経営することを計画し、乙市長に、法第10条第1項による許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。本件申請の内容によると、本件納骨堂は、鉄筋コンクリート造地上5階建てのいわゆるビル型納骨堂で、利用者がICカードをかざすと利用者の前に自動的に遺骨が運ばれてくる納骨搬送機を設け、格納基数は約5千基となる計画である。本件土地及びその周辺の地域は、都市計画法上の第1種住居地域に指定されており、一戸建て住宅や集合住宅が建ち並んでいる。A寺は、元々の境内地やA寺が経営する墓地からかなり離れた場所に本件土地を購入しており、本件土地の近辺には他の寺院や墓地等も存在しない。また、本件土地の周辺には低層の住宅が多く、本件納骨堂の建築面積は本件土地の面積の80%であり空地が乏しいため、本件納骨堂は周辺から見てかなり目立った存在となることが予想される。

法は、第10条第1項による許可の基準についての定めを置いていないが、乙市は、乙市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（以下「本件条例」という。）第8条で許可の基準を定め、さらに、内部基準として、乙市納骨堂経営等許可審査基準（以下「本件審査基準」という。）を設定して公にしており、これらの基準を用いて許可制度を運用している。

A寺は、本件申請に先立ち、本件条例第11条に従って説明会を開催し、その記録を添付して、乙市長に本件申請をした。他方、本件土地の周辺住民らは、生活環境の悪化を理由に、本件納骨堂の設置に強く反対しており、乙市に対し、本件納骨堂の経営を許可しないように働きかけている。

以下は、本件申請後に乙市の担当者であるB及びCが行ったやりとりの記録である。

B：核家族化や少子化などに伴い、昔ながらのお墓ではなく、都市の利便性の高い場所に設けられた納骨堂を永代供養のために利用する人が増えているようですね。本件納骨堂の計画もそうした流れに乗ったものでしょう。しかし、本件納骨堂の設置に対しては周辺住民が強く反対しています。納骨堂は、火葬場や墓地のようにばい煙を発生させたり水質に影響を及ぼしたりすることはないので、主として、大量の遺骨を収蔵することによる精神的苦痛を問題にしているようです。ともあれ、許可ないし不許可のいずれの処分であっても訴訟に至ることも考えられるので、慎重に検討しましょう。本件条例第8条及び本件審査基準に照らして、本件納骨堂の経営を許可することに何か支障はあるでしょうか。

C：本件条例第8条は、学校、病院及び人家の敷地からおおむね300メートル以内の場所では墓地等の經

営を許可しないという、いわゆる距離制限規定を置いています。本件土地の周囲 300 メートル以内には学校や病院はありませんが、隣接地を含めて住宅が建ち並んでいるため、この規定が問題になることは明らかです。しかし、同条ただし書により、付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと市長が認めるときには許可することができます。

B：本件条例第 8 条ただし書の適用の可否については難しい判断になると思います。まずは、紛争を円満に解決できないか試みた方がよいですね。A 寺が本件条例第 11 条に従って行った説明会は、ほとんどが A 寺による計画内容の説明だけで終わってしまったようですが、A 寺に対し、周辺住民と協議し、必要であれば計画を一部変更するなどして周辺住民の同意を得るように指導してみましょう。

C：承知しました。しかし、A 寺が協議についての指導に全く応じない場合、又は、A 寺が指導に応じて協議をしても周辺住民との間で合意が成立しない場合は、どうしましょうか。

B：①そのような場合、本件申請に対する諾否の応答をせずに、協議を求める指導を続けてよいか、という問題が出てきますね。A 寺がどのような態度を取るかにもよると思いますが、乙市行政手続条例や最高裁判所の判例に照らして、指導を継続することの適法性が認められるのはどのような場合か、整理してくださいください。

C：承知しました。次に、少し先の話になりますが、本件申請に対する諾否の応答をすることになったとして、周辺住民の多くが設置に反対する状態が続いていたら、本件条例第 8 条ただし書の適用についてどのように判断すべきでしょうか。

B：②仮に、本件土地の周囲 300 メートル以内に居住する住民の大多数が本件納骨堂の設置に反対しているとして、こうした反対があることだけで、本件条例第 8 条ただし書にいう「付近の生活環境を著しく損なうおそれ」があるといえるか、という問題がありますね。

C：なかなか難しい問題ですね。③周辺住民の反対だけでなく、周辺の土地利用状況を始めとする、他の客観的な事情も考慮に入れて判断することも考えられるのではないかと思います。

B：わかりました。この点については引き続き検討することにしましょう。本件条例第 8 条以外の基準はどうですか。

C：本件審査基準が、経営主体に関する基準（以下「経営主体基準」という。）を定めており、経営主体を公的団体や宗教法人に限定しています。その趣旨は、墓地等の経営について永続性や非営利性を確保するため、多くの地方公共団体が条例・規則や審査基準で同様の基準を定めています。申請上は宗教法人である A 寺が経営主体ですので、この基準を充足するように見えますが、周辺住民はこの点について疑義を述べています。本件納骨堂を設置するための費用の大半は、営利企業である D 社が融資することになっており、実質的な経営主体は D 社ではないかというのです。

B：名義貸しの疑いがあるということですね。名義貸しが事実なら、経営主体基準によれば本件納骨堂の経営を許可することはできないと思われます。もっとも、本件審査基準は条例や市長の規則として定められているものではありません。④本件審査基準の法的性質に照らせば、経営主体基準に反して許可をしても、そのことを理由に、訴訟で許可が違法とされることはないように思われます。そうであれば、

名義貸しかどうかの判断が難しい場合には、許可をしておけば、違法とされるリスクが小さくなるのではないかでしょうか。

C：そのように考えてよいか、検討しておきます。

B：⑤他方、名義貸しであると認定できることを前提に、本件審査基準に従って不許可とする場合には、理由の提示はどのようにすればよいと思いますか。「経営主体の適格性を欠くため」という理由を記載すれば足りるでしょうか。行政手続法や最高裁判所の判例に照らして検討しておいてください。

- (1) 下線部①のBの指示を受けたCの立場に立って、本件申請に対する諾否の応答をしないまま行う行政指導が、どのような場合に違法になるか、説明しなさい。
- (2) 下線部②のBの発言及び下線部③のCの発言を踏まえて、本件において、「付近の生活環境を著しく損なうおそれ」があるといえるか否かについて、周辺住民の反対のみを考慮する場合と、それ以外の事情も考慮する場合とを区別して論じなさい。
- (3) 下線部④のBの発言の当否について、理由とともに述べなさい。
- (4) 下線部⑤でBが述べるような理由の提示で十分かどうか、また、十分でないとしたらどのような理由を提示すべきかについて、理由の提示制度の趣旨を踏まえて述べなさい。

(参考)

○ 墓地、埋葬等に関する法律

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第2条

1~4 (略)

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 (略)

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 (略)

第20条 左の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

一 第10条の規定に違反した者

二 (略)

○ 乙市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

(許可の基準)

第 8 条 市長は、法第 10 条の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の所在地が、学校、病院及び人家の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所にあるときは、当該許可を行わないものとする。ただし、市長が当該墓地等の付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(説明会の開催等)

第 11 条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の設置の計画について、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。

○ 乙市納骨堂経営等許可審査基準

第 1 経営主体

原則として地方公共団体であること。ただし、これによりがたい場合であっても、公益法人又は宗教法人に限る。

第 2~第 4 (略)

○ 都市計画法

第 9 条

1~4 (略)

5 第 1 種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。

6~23 (略)

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 令和3年3月25日、Bは、Aとの間で、Aが所有している彫刻家Pの作品である石の彫刻品（以下「甲」という。）について、Bが3年後に開館する美術館に展示するため、Aから代金150万円で買う旨の契約（以下「契約①」という。）を締結した。契約①では、甲の引渡しと代金の支払とは同時にすることとされた。

令和3年4月1日、甲は、契約①に基づいてAからBへと引き渡された。引渡しの時点で、甲は、その一部が損傷（以下「本件損傷」という。）していた。本件損傷がなかった状態での甲の価値は100万円であったのに対し、本件損傷がある状態での甲の価値は80万円であった。Aは、引渡しの時点で、本件損傷を知っていた。本件損傷は、同年3月29日に落雷によりAが甲を保管していた倉庫で火災が起きたことを原因として生じたものであった。専門家により、本件損傷は修復可能なものであると判断された。他方で、同年4月1日、Bは、Aに対し、代金の支払をすることができなかつた。

令和3年5月7日、Bは、本件損傷により甲の価値が下がっていることに気が付いた。もっとも、Bは、AがBの父の友人であったため、何も言わなかつた。

令和4年6月1日、Bの父が死亡した。同年7月5日、Bは、Aに対し、Aから引き渡された甲について本件損傷があり、それにより甲の価値が下がっていることを通知した。他方で、同月6日、Aは、Bに対し、契約①に基づいて代金の支払を請求した（以下「請求1」という。）。

以上の事実を前提として、次の問い合わせに答えなさい。

令和4年7月7日、Aから請求1を受けたBは、請求1の一部を拒むため、代金の減額の請求をしようと考えている。この代金の減額の請求が認められるかどうか、認められるとして、いくらの減額が認められるかについて、論じなさい。

- (2) 令和3年3月25日、Cは、家具の製造・販売を業として営むDとの間で、家具の原材料である木材の保管を用途とし、CがDに対し、Cが所有する平屋の乙建物を賃貸する旨の契約（以下「契約②」という。）を締結した。賃貸借の期間は5年とされ、賃料は、近傍同種の建物の賃料の相場どおり、月額100万円とされた。CとDとの間では、Dは、家具の原材料である木材の保管以外の用途では、乙建物を使用しない旨の合意がなされた。同日、乙建物は、契約②に基づいてCからDへと引き渡され、Dは乙建物を使用し始めた。

令和3年11月15日、Dは、同業のEからの依頼を受け、Eとの間で、家具の原材料である木材の保管を用途とし、DがEに対し、乙建物の5分の1の広さに相当する北西の一部のブロック（以下「 α 部分」という。）を転貸する旨の契約（以下「契約③」という。）を締結した。転貸借の期間は2年とされ、

転貸料は月額 25 万円とされた。Dは、契約③を締結することについて、Cの承諾を得ていなかった。同日、乙建物の α 部分は、契約③に基づいてDからEへと引き渡され、Eは乙建物の α 部分を使用し始めた。

令和4年2月頃から、Dは、Cに知らせることなく、Dが製造した机・椅子を保管するため、乙建物の4分の1の広さに相当する南東の一部のブロック（以下「 β 部分」という。）を使用し始めた。

令和4年3月頃から、Dは、事業の資金繰りが苦しくなった。Dは、同月分以降、賃料の支払が遅れるようになり、同年6月分以降は、賃料の支払を全くしなくなった。Cは、Dに対し、話し合いをするため何度か連絡したものの、Dからの返事を得られなかった。

令和5年2月1日、乙建物を訪れたCは、Dが製造した机・椅子を保管するため、乙建物の β 部分を使用していることを知った。Cは、その場に居合わせたDと話し合いをした。その結果、CとDとの間で、契約②を同日付で解除する旨の合意がされた。同年3月1日、Eは、CとDとの間で契約②を解除する旨の合意がされたことを知った。

Eは、Dに対し、令和5年3月分以降、転借料の支払をしていない。

以上の事実を前提として、次の問い合わせに答えなさい。

令和5年6月1日、Cは、Eに対し、所有権に基づいて乙建物の α 部分を明け渡すよう請求する（以下「請求2」という。）とともに、賃料又は賃料相当額を支払うよう請求した（以下「請求3」という。）。請求2及び請求3が認められるかどうかについて、論じなさい。

商法

次の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立した問い合わせであり、相互に関連しないものとする。

[事例]

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、あるサービスの提供を業とする会社法上の公開会社であり、監査役設置会社である。甲社の定款には、会社法に規定する事項について別段の定めが置かれていない。また、甲社では取締役会の招集権者は指定されていない。甲社が提供するサービスは市場での認知度が高く、甲社は、その業界ではトップクラスの年間売上高を有する。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、代表取締役はAである。Bは、取締役報酬として多額の金銭を毎月支給されるとともに、甲社のマーケティング業務に関する業務執行権限を取締役会決議により授与されている。監査役は、弁護士のDである。これらの役員は、いずれも甲社の株式を保有していない。

ある日、Cは、甲社の複数の従業員から、Bの指揮命令により実施されている甲社のマーケティング手法が、ある法律（以下「規制法」という。）に違反するおそれがあり、法定の調査及び処分権限を有する行政機関（以下「規制当局」という。）によって調査が行われる可能性が高いという情報の提供を受けた。Cは、検討の結果、当該情報がおおむね正確であると認識した。そして、Cは、仮に甲社への調査が規制当局により行われたならば、同業他社の過去の経験に照らして、甲社は顧客からの信用を失い、最悪の場合、今後数年にわたり売上高及び営業利益が通常の半分近くにまで下がるものと推測した。Cはこれらを直ちにDに報告した。

- (1) C及びDは、甲社の損害の回避のために速やかな行動をとるべきであると考えている。このとき、C及びDが各自単独で、会社法上、どのような行為をしなければならず、又はすることができるか、論じなさい。

[事例（続き）]

規制当局は、これまで用いられてきた甲社のマーケティング手法が規制法に違反する疑いがあるとして調査を行い、規制法に基づく手続により違反事実を認定し、甲社に一定の行政処分を行う決定をした。甲社がこれを争わなかったため、当該決定は確定した。甲社は、顧客の多くを失い、著しい損害を被った。

その後、Bは、規制法に違反する行為をしたことを理由に、適法に成立した臨時株主総会決議により取締役を解任された。また、当該行為がBの任務懈怠に当たることを理由に、これと相当因果関係がある甲社の損害をBが賠償することを求める株主代表訴訟が適法に提起された。しかし、Bが指図したマーケティング手法が、その指図の時点で規制法違反に当たるかどうかをめぐっては見解が対立しており、判例や定説というべきものがなかったことから、Bは、この解任及び訴訟には理由がないと考えている。

(2) このとき、①Bは、自身の経済的な利益を守るために、取締役を解任されたことに関して、会社法上、どのような主張をすることができるか、また、②Bは、株主代表訴訟におけるBへの請求に対してどのような抗弁をすることができるか、論じなさい。

なお、Bを解任した株主総会決議の効力については、考えないものとする。

刑法

次の〔事実1〕、〔事実2〕におけるX、Y、Zの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。ただし、〔事実1〕、〔事実2〕は、それぞれ別個の事実として検討すること。

〔事実1〕

甲は、電話をかける役割を担当する乙と共に謀の上、電話に出た相手のキャッシュカードを取得することを企て、マンションの一室に構えたアシトにおいて、乙が一人暮らしのA宅に電話をかけ、電話に出たAに対し、警察官を名乗った上で、「Aさんの銀行口座から、預金が不正に引き出されている可能性があります。」「被害を出さないために、口座の凍結が必要です。そのために、キャッシュカードを確認させていただきます。確認後は、カードを封筒に入れたまま使用せずに3日間保管してください。」「これから金融庁の職員が封筒を持って、キャッシュカードの確認に伺います。」などと嘘を申し向けた。甲らの計画では、電話でAをだますことに成功した場合には、金融庁職員を名乗る者（以下「すり替え役」という。）に、キャッシュカードと同じ大きさのポイントカードと封筒を持たせてA宅を訪問させ、応対したAがキャッシュカードを封筒に入れたところで「封のために印鑑が必要です。」と告げさせ、Aが印鑑を取りに行くために目を離した隙にその封筒をポイントカードが入った同型の封筒とすり替え、戻ってきたAにはポイントカード入りの封筒に封をさせて渡すという手口によって、Aに気付かれままキャッシュカードを持ち帰らせる予定であった。Aは、乙の話が真実であると誤信し、「分かりました。」と応答した。

甲は、乙が電話でAをだますことに成功した後、ウェブサイト上でアルバイトに応募してきていたXに連絡を取り、報酬として10万円を支払うことを約束し、すり替え役の仕事の詳細（金融庁職員を名乗り、封筒とポイントカードを持参し、Aのキャッシュカードとすり替えて、キャッシュカードを持ち帰ること）について話した上で、すり替え役を務めるよう持ちかけた。Xは、この電話で初めてアルバイトの内容を知ったが、報酬が欲しかったのでこれを了承した。甲はXにA宅の住所を教え、A宅への訪問を指示した。

Aが乙からの電話を切った後、たまたまA宅を訪れたAの息子Bが、Aから上記の電話の内容を聞き、警察に通報したため、警察官Cらが直ちにA宅を訪れ、付近の警戒に当たった。

Xは、甲の指示に従ってA宅に向かったが、A宅まで約15mの距離に迫ったところでCの存在に気付いた。Xは直ちに向きを変えて逃げ去ろうとしたので、Cは「警察です。ちょっと待って。」と声をかけて追跡し、Xの前に回り込んだ。Xは、「何だお前、違法だろう。」と叫び、逮捕を免れ逃走する目的で、右手でCの胸の辺りを一回突いたが、Cに直ちに逮捕された。Xは、逮捕状が示されない限り、警察官が私人の前に立って停止させることはおよそ違法である、と誤信していた。

[事実2]

甲は、電話をかける役割を担当するYと共に謀の上、電話に出た相手から現金を取得することを企て、アソートにおいて、上記【事実1】と同様の方法でキャッシュカードをすり替えて奪い取ることに成功した相手Dに対してYが電話をかけ、警察官を名乗り、「昨日、キャッシュカードの被害に遭っていませんか。Dさんの口座から不正に現金が引き出されています。」「そちらの口座からの被害はいったん食い止めましたが、このままだと、Dさんがお持ちの他の銀行口座の現金も引き出されるおそれがあります。」「直ちにそれらの口座からお金を引き出してください。被害金の取戻しに協力してください。」などと嘘を申し向けた。甲らの計画では、電話でDをだますことに成功した場合には、Dが現金を引き出したのを電話で確認した上で、「これから警察官が向かいます。」などと嘘を告げ、警察官を名乗る者（以下「受け子」という。）にD宅を訪問させて、被害防止と被害金の取戻しのために預かる必要があると告げてDから現金を受け取るという手口で現金を取得させ、持ち帰らせる予定であった。Dは、Yの話が真実であると誤信し、「分かりました。」と応答した。

Dは、Yから電話を受けた後、すぐに銀行を回って現金を引き出し、自宅に持ち帰った。その後、YはDに2回目の電話をかけ、Dが現金を引き出したことを知ると、「これから警察官が向かいます。」などと嘘を告げて電話を切った。

甲は、Yによる2回目の電話の後、ウェブサイト上でアルバイトに応募してきていたZに連絡を取り、報酬として10万円を支払うことを約束し、受け子の仕事の詳細（警察官を名乗り、被害防止と被害金の取戻しのために預かる必要があると嘘を申し向けて現金を受け取ること）について話した上で、受け子を務めるよう持ちかけた。Zは、この電話で初めてアルバイトの内容を知ったが、報酬が欲しかったのでこれを了承した。甲は、Zに対し、1時間以内にD宅の最寄り駅であるE駅まで移動するように指示し、1時間後に再度電話で連絡してD宅の住所を教える、という旨を告げた。

その30分後、甲らのアソートの場所を突き止めた警察がアソートに踏み込んだため、E駅で待つZに対して甲からの連絡の電話はなされなかった。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

[事例]

- 1 甲は、訴外乙生命保険相互会社（以下「乙生命」という。）の従業員から相続税対策に有利であるとの勧誘を受けて、乙生命が販売する変額保険に加入した。甲は、この加入に当たり株式会社Y銀行の従業員からも勧誘を受け、加入するのに必要な一時払保険料に充てるため、Y銀行から貸付けを受け、甲の子であるXは、この貸金債権について連帯保証した。甲は、当該貸金債権を担保するため所有する不動産に抵当権を設定し、その旨の登記がなされた。
- 2 甲及びXは、令和3年3月8日、「Y銀行の従業員が、乙生命の従業員による変額保険の勧誘並びにY銀行と甲及びXとの貸金契約・連帯保証契約締結の際に、社会的相当性を逸脱する違法な勧誘を行った」として、Y銀行を相手取って、使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟を、T地方裁判所に提起した。これに対し、Y銀行は、本訴請求に係る損害賠償請求権の存在を否認した上、消滅時効の抗弁を仮定的に提出するとともに、甲に対して当該貸金返還請求、Xに対して当該保証債務履行請求の反訴を提起した（以下、これら本訴・反訴を合わせて「前訴」という。）。
- 3 甲及びXは、本訴において甲及びXの損害賠償請求権が時効により消滅したと判断されることを条件として、Y銀行の反訴において、消滅した当該債権を自働債権として、反訴請求に係る貸金返還請求権又は保証債務履行請求権と相殺する旨の抗弁を口頭弁論期日に提出して主張した。
- 4 T地方裁判所は、令和3年12月17日、Y銀行の従業員による不法行為は認めたものの、甲及びXの損害賠償請求権は時効により消滅したと判断し、また、(a)甲及びXの相殺の抗弁は「同一の債権について二個の裁判を求めるもので許されない」としてその主張を却下し、本訴請求を棄却し、反訴請求を認容する判決をした。この判決を不服として甲及びXは控訴した。

- (1) 前訴における相殺の抗弁に関するT地方裁判所の下線部(a)の判断に対し、甲及びXの訴訟代理人は、控訴審においてどのような反論をすることができるかについて論じなさい。

[事例（続き）]

- 5 本件控訴審係属中に甲が死亡し、Xは、甲の有する権利義務を単独相続し、甲の控訴人の地位を承継した。控訴裁判所であるU高等裁判所は、令和4年10月14日、口頭弁論を終結した上で原審の判断を全面的に支持し、ただ第一審判決の主文中の甲に関する部分を相応にXに変更する判決（以下「控訴審判決」という。）をした。控訴審判決に対してもXから上告及び上告受理申立てがなされたが、最高裁判所はそれについて上告棄却及び不受理決定をし、これにより、控訴審判決は確定した。

- 6 控訴審判決確定後、Xは、令和4年12月1日付け内容証明郵便によって、民法第508条に基づき、前訴で時効により消滅したと判断された損害賠償請求権を自働債権とし、控訴審判決でXに対し支払が命じられた貸金債権を受働債権として、両債権を対当額で相殺する旨の意思表示をし、その書面は同月2日にY銀行に到達した（以下「本件相殺」という。）。
- 7 その後、Xは、Y銀行に対して、令和5年1月16日、1の根抵当権（元本確定済み）の設定登記について、(b)本件相殺により根抵当権の被担保債権が消滅したとして、根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めて訴えを提起した。

(2) Xによる下線部(b)の主張は許されるか。訴訟行為と私法行為の関係にも留意しながら、論じなさい。

(参考)

○ 民法

(時効により消滅した債権を自働債権とする相殺)

第508条 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) A国では長く強権的な軍事政権が続いている。民主化を求めて活動する国民に対して弾圧が行われている。中でも、A国内における少数民族である α 族が多数居住する β 地域では、とりわけA国政府による厳しい弾圧・拷問が行われており、 α 族の間ではA国からの分離独立を求める声が高まっている。

多くの国がA国による弾圧等を非難し、それぞれ独自にA国との間の輸出入禁止やA国に対する新規投資の禁止、A国政府閣僚に対する資産凍結等の制裁措置を課しているが、こうした措置の中には、措置国とA国との間で締結されている二国間友好通商条約に反するものが含まれている。また、B国は、この制裁措置のほか、B国国内法によりA国への輸出を禁止している物品が、第三国を経てA国に再輸出されることも禁止し、再輸出を行った第三国企業に対しても制裁措置（いわゆる二次制裁）を課しているが、この措置の中には、B国と当該第三国との間に締結されている二国間友好通商条約に反するものが含まれている。

問1 既存国家の一部地域の分離独立は国際法上の自決権行使として認められるか、認められるとすればどのような場合かについて論じなさい。

問2 A国に対する制裁措置を国際法上正当化し得るかについて論じなさい。また、B国による第三国企業に対する二次制裁を国際法上正当化し得るかについても論じなさい。

(2) C国に所在する企業X社は、D国に所在するその子会社Y社にコンピューターを製造させ、C国内で販売している。Y社はコンピューターの基幹部品をE国、F国、G国、H国、I国、J国にそれぞれ所在する企業K社、L社、M社、N社、O社、P社から購入しているが、K~P社の間では部品価格を一定額以上に維持できるように価格カルテルが結ばれていた。これを知ったC国は、「価格カルテルは我が国のコンピューター市場における競争を害する不公正なものである」とし、この価格カルテルを主導したK社に対してC国独占禁止法に基づいて課徴金納付命令を発した。このようなケースにおいて、C国がC国独占禁止法をK社に適用することが認められるかについて、国際法上の国家管轄権の適用範囲に関する考え方を踏まえて論じなさい。

経済理論

次の(1)、(2)の問い合わせに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

- (1) ある市場には、金額 m に対して共通の効用関数 $u(m) = \sqrt{m}$ をもつ車のドライバーについて、タイプ A とタイプ B が存在し、それぞれ次の表で示される状況に直面しているとする。ただし、ドライバーは期待効用を最大化するように行動するものとする。

【タイプA】

	確率	資産（金額）
事故に遭う	1/4	9
事故に遭わない	3/4	25

【タイプB】

	確率	資産（金額）
事故に遭う	1/8	9
事故に遭わない	7/8	25

このとき、以下の設問①～⑥に答えなさい。

- ① それぞれのタイプの資産の期待値はいくらか。
- ② それぞれのタイプの期待効用はいくらか。
- ③ それぞれのタイプが直面している状況のリスク・プレミアムはいくらか。
- ここで、保険会社が提示する自動車保険の保険料を x 、保険金を y 、タイプ $i = A, B$ に対する保険プランを (x_i, y_i) で表すものとする。また、自動車保険市場は独占市場であるとする。
- ④ 情報の非対称性がない、すなわち保険会社はドライバーのタイプを判別できるものとする。このとき、均衡においてそれぞれのタイプに提示される保険プランを求めなさい。
- ⑤ 情報の非対称性がある、すなわち保険会社はドライバーのタイプを判別できないものとする。このとき、それぞれのタイプについて、自分のタイプを正直に申告するための誘因整合性（誘因両立制約）の条件を、 x_A 、 x_B 、 y_A 、 y_B を用いて表しなさい。
- ⑥ 情報の非対称性がない場合の均衡における保険プランの組合せが、情報の非対称性がある場合には誘因整合的にならないのはどちらのタイプか、計算式を用いて示しつつ、その理由を簡潔に述べなさい。

(2) マクロ経済学において、原材料価格のような生産のコスト要因が果たす役割に関する、以下の設問

①、②に答えなさい。

- ① ある経済において、企業は労働と原材料を使って財を生産している。労働、原材料、財の生産量をそれぞれ L 、 R 、 Y で表す。また、賃金、原材料価格、財の価格をそれぞれ W 、 Q 、 P で表す。ただし、 W 、 Q 、 P は、貨幣単位で表示された名目値である。

この企業の利潤 Π は次のように書ける。

$$\Pi = PY - QR - WL$$

また生産関数は次のとおりである。

$$Y = 2\sqrt{L} \cdot \sqrt{R}$$

この企業は W 、 Q 、 P を所与として意思決定を行う。また、労働 L は固定されているものとする。利潤最大化問題を解いて、最適な R を L と Q/P に関する式として表しなさい。また、 Y は Q/P の減少関数となることを示しなさい。

- ② ある経済の第 t 期における総生産、(実際の) インフレ率、予想インフレ率、名目利子率、実質利子率をそれぞれ y_t 、 π_t 、 π_t^e 、 i_t 、 r_t で表す。また、潜在 GDP は一定であると考え、これを \bar{y} で表す。

この経済では、次のような予想インフレ率を含むフィリップス曲線が成り立っている。また、 q_t は第 t 期における原材料価格などの生産コスト要因を表す項であり、これを「コスト項」と呼ぶことにする。

$$\pi_t - \pi_t^e = 0.1(y_t - \bar{y}) + q_t \quad [1]$$

ただし、通常のフィリップス曲線の右辺が失業率の減少関数であるのに対し、ここでは GDP ギャップ (=総生産 - 潜在 GDP) の増加関数として定式化している。

総生産は次の IS 式から決まる。なお、 \bar{r} は自然利子率を表す定数である。

$$y_t - \bar{y} = -10(r_t - \bar{r}) \quad [2]$$

また、次の式が成り立つ。

$$r_t = i_t - \pi_t^e \quad [3]$$

予想インフレ率は前期のインフレ率に等しいものとする。

$$\pi_t^e = \pi_{t-1} \quad [4]$$

中央銀行は名目利子率を常に \bar{r} の水準で固定している。

$$i_t = \bar{r} \quad [5]$$

さらに、式[2]～[5]を式[1]に代入することで、次のような関係を得る。

$$\pi_t = 2\pi_{t-1} + q_t \quad [6]$$

このとき、以下の設問(i)～(vii)に答えなさい。

- (i) 一般的に、マクロ経済モデルの IS 式では、式[2]に見られるように、総生産は実質利子率の減少関数と仮定される。その経済学的理由を説明しなさい。

- (ii) 式[3]の名称を述べなさい。
- (iii) 式[4]のような予想形成の名称を述べなさい。
- (iv) 第0期のインフレ率はゼロ、つまり $\pi_0 = 0$ だったとする。第1期には、それまでゼロだった「コスト項」が1期間だけ上昇して、 $q_1 = 0.01$ となった。第2期と第3期にはこの項はゼロ、つまり $q_2 = q_3 = 0$ となった。このとき、第1期、第2期、第3期のインフレ率を、式[6]を使ってそれぞれ求めることによって、インフレ率がゼロに戻らず、時間が経つにつれ上昇していくことを確認しなさい。
- (v) 次の文章の空欄ア、イにそれぞれ適切な語句を当てはめなさい。
金融政策におけるテイラー・ルールとは、インフレ率及び GDP ギャップが目標値を上回る場合、中央銀行が **ア** を **イ** させる政策ルールを指す。インフレ率を不安定化させないためには、インフレ率が 1 % 上昇したときには、**ア** を 1 % より大きく **イ** させなくてはならない。
- (vi) 式[5]がテイラー・ルールを満たさないことを説明しなさい。
- (vii) 本問のモデルでは、(iv)で見たように、一度インフレが起り人々のインフレ予想が上昇すると、インフレ率は元に戻らず加速してしまう。その理由を説明しなさい。なお、解答文中では枠内の全ての語句を用い、その語句には必ず下線を引くこと。ただし、用いる順番は下記のとおりでなくともよい。

実質利子率、総需要、フィリップス曲線

財政学

次の(1)、(2)、(3)の問い合わせに答えなさい。ただし、(1)及び(2)は答案用紙の表側に、(3)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) 資源配分の効率性に関する、以下の設問①、②、③に答えなさい。

- ① 資源配分が「パレート最適」であるとはどのような状態かを説明しなさい。また、一般にパレート最適な資源配分は複数存在することを、具体例を挙げつつ簡潔に説明しなさい。
- ② 「厚生経済学の第一基本定理」の内容を説明しなさい。
- ③ 「厚生経済学の第二基本定理」の内容を説明しなさい。また、経済に市場の失敗がない場合における、政府の役割について、これまでの解答を踏まえて説明しなさい。

(2) 公共財に関する、以下の設問①、②に答えなさい。

① ある国には、AさんとBさんのみが居住している。ある公共財が、政府により初期値 Q から限界的に 1 単位多く供給されるとき、その追加 1 単位に対して、Aさんは最大で $93 - 4.5Q$ 、Bさんは最大で $57 - 2.5Q$ 払ってもよいと考えている。また、この公共財を 1 単位多く供給するために掛かる追加的費用は 10 で一定であり、固定費用はないものとする。

このとき、以下の設問(i)、(ii)、(iii)に答えなさい。

- (i) パレート最適な公共財の供給量 Q^* を求めなさい。
- (ii) リンダール均衡における公共財の供給量と、Aさん及びBさんが支払う費用の負担比率 r_i ($i = A, B$) を求めなさい。ただし、ここでは、政府は各人の選好を正しく把握していると仮定する。
- (iii) 各人の選好が私的情報であり、政府が把握していないとき、リンダール・メカニズムにより公共財の量と各人の費用の負担比率を決めようとすると、どのような問題が生じるかを説明しなさい。

② A市にはAさんのみが、B市にはBさんのみが、それぞれ居住している。各市におけるある地方公共財が、それぞれの地方政府により初期値 Q_A 、 Q_B から限界的に 1 単位多く供給されるとき、その追加 1 単位に対して、Aさんは最大で $93 - 4.5Q_A$ 、Bさんは最大で $57 - 2.5Q_B$ 払ってもよいと考えている。また、各地方公共財を 1 単位多く供給するために掛かる追加的費用は 10 で一定であり、固定費用はないものとする。

このとき、以下の設問(i)、(ii)、(iii)に答えなさい。

- (i) それぞれの地方政府が、住民から支払われる使用料で地方公共財の供給に掛かる費用を賄う場合、パレート最適な地方公共財の供給量 Q_A^* 、 Q_B^* を求めなさい。ただし、ここでは、それぞれの地方政府は住民の選好を正しく把握していると仮定する。また、解答は、四捨五入して小数点第一位まで答えなさい。

- (ii) 中央政府が、それぞれの地方政府に、地方公共財を 18.6 単位ずつ供給せるとする。このとき
経済全体で発生する厚生損失について、縦軸に各人の限界費用を、横軸に各市における地方公共財
の供給量をとった図を用いて説明しなさい。なお、縦軸と横軸の縮尺は異なっていても構わない。
- (iii) (i)及び(ii)の解答を踏まえて考えられる、「地方分権」の経済学的メリットについて説明しなさ
い。

(3) 我が国の財政制度に関する、以下の設問①～⑦に答えなさい。

- ① 表は、国の一般会計歳出当初予算の主要な経費の額、及び歳出総額に占める比率の推移を示したものである。表中のア～オは公共事業関係費、国債費、社会保障関係費、地方交付税等、防衛関係費のうち、それぞれどの経費に該当するか答えなさい。

(単位：億円、()内は%)

経費	昭和 50 年度 (1975 年度)	昭和 60 年度 (1985 年度)	平成 7 年度 (1995 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	令和元年度 (2019 年度)
ア	39,269 (18.4)	95,736 (18.2)	139,244 (19.6)	203,808 (24.8)	315,297 (32.7)	340,593 (33.6)
イ	10,394 (4.9)	102,242 (19.5)	132,213 (18.6)	184,422 (22.4)	234,507 (24.3)	235,082 (23.2)
ウ	29,095 (13.7)	63,689 (12.1)	92,398 (13.0)	75,310 (9.2)	59,711 (6.2)	69,099 (6.8)
エ	13,273 (6.2)	31,371 (6.0)	47,236 (6.7)	48,564 (5.9)	49,801 (5.2)	52,574 (5.2)
オ	44,086 (20.7)	96,901 (18.5)	132,154 (18.6)	160,889 (19.6)	155,357 (16.1)	159,850 (15.8)

(出典) 財務省「財政関係基礎データ（令和4年4月）」を基に作成

- ② 公共事業関係費、国債費、社会保障関係費、地方交付税等、防衛関係費のうち、次の(i)及び(ii)に該当するものをそれぞれ答えなさい。
- (i) 基礎的財政収支対象経費に含まれないもの
 - (ii) 基礎的財政収支対象経費には含まれるが、一般歳出に含まれないもの
- ③ ある年度の一般会計予算の歳入が税収等と公債金収入から成り、公債金収入は40兆円であったとする。また、歳出において債務償還費が30兆円、利払費が15兆円であったとする。この年度における、財政収支、基礎的財政収支を計算しなさい。
- ④ 予算が国会の議決を経なければならないのは、どのような考え方に基づいているか、説明しなさい。
- ⑤ 予算の単年度主義を説明しなさい。また、財政法により設けられている、予算の単年度主義の原則を緩和する制度について、制度名を一つ挙げ、その内容を説明しなさい。
- ⑥ 地方交付税について、次の文中のア～エに入る言葉を答えなさい。

地方交付税は用途が限定されないア財源である。各地方公共団体に交付される普通交付税の額は、イからウを差し引いて求められる。ただし、イがウより小さい地方公共団体は、地方交付税のエ団体となる。

⑦ 地方交付税額が地方公共団体間で違うことによって実現される、地方交付税の地域間財政調整機能が、十分に發揮されることによってもたらされる良い効果と、過度になることによって懸念される良くない効果について考え、それぞれ簡潔に説明しなさい。

経済政策

次の(1)、(2)の問い合わせに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

- (1) 技術進歩を考慮したソローモデルを考える。ある国の生産関数と資本蓄積式は、以下のように与えられる。

$$Y_t = K_t^\alpha (A_t L_t)^{1-\alpha} \quad [1]$$

$$K_{t+1} - K_t = s Y_t - \delta K_t \quad [2]$$

ここで、 t は時点を表し、第 t 期における GDP を Y_t 、資本ストックを K_t 、技術変数を A_t 、労働者数（人口）を L_t と表す。また、 α は $0 < \alpha < 1$ を満たす定数、 s は貯蓄率、 δ は資本減耗率を表し、 s と δ は正の定数である。加えて、技術進歩率は $\frac{A_{t+1}-A_t}{A_t} = a$ 、人口成長率は $\frac{L_{t+1}-L_t}{L_t} = n$ で共に一定であると仮定する。ただし、ここでは全て実質値に基づいて議論している。

このとき、経済成長に関する、以下の設問①～⑦に答えなさい。

- ① [1]式に関して、資本ストックの限界生産性が遞減することを示しなさい。
- ② 効率労働当たり GDP ($\tilde{y}_t = \frac{Y_t}{A_t L_t}$) と効率労働当たり資本ストック ($\tilde{k}_t = \frac{K_t}{A_t L_t}$) を用いて[1]式を書き換えなさい。
- ③ 効率労働当たり資本ストック ($\tilde{k}_t = \frac{K_t}{A_t L_t}$) を用いて[2]式を書き換えなさい。
- ④ 定常状態における 1 人当たり GDP ($y_t = \frac{Y_t}{L_t}$) の成長率を求めなさい。なお、定常状態とは、 \tilde{k}_t が時間を通じて一定の値になる状態のことである。
- ⑤ 以下の表は、2010 年から 2019 年までの主要先進国（G7）の成長会計に関する情報を示している。[1]式に基づいた TFP（全要素生産性）成長率の計算方法を述べなさい。また、この表から日本の経済成長の特徴を他の先進国と比較して 5 行以内で説明しなさい。なお、表中の値は労働分配率を除き、年率の成長率（単位：%）である。

国／項目	GDP	労働	資本	労働分配率	TFP
カナダ	2.77	1.17	4.25	0.65	0.53
ドイツ	2.55	0.90	2.75	0.63	0.97
フランス	1.83	0.44	3.23	0.62	0.34
英国	2.56	1.38	3.94	0.59	0.14
イタリア	0.85	▲ 0.05	2.77	0.52	▲ 0.45
日本	0.47	0.19	▲ 1.08	0.57	0.84
米国	2.58	1.36	1.33	0.59	1.23

（注）四捨五入の関係により、TFP 成長率の計算結果が表中の値と一致しない場合がある。

（出典）「Penn World Table 10.0」を基に作成

⑥ 「1人当たり GDP における収束」について 3 行以内で説明しなさい。

⑦ [1]式の生産関数を、次のように修正する。

$$Y_t = AK_t^\alpha(G_tL_t)^{1-\alpha} \quad [3]$$

ここで、 A は正の定数、 G_t は第 t 期における政府支出の額を表している。また、 $L_t = 1$ と仮定する。政府支出は全て所得税で賄われ、所得税率を τ とすると、政府は $G_t = \tau Y_t$ となるように G_t を決定している。この設定の下で、資本ストックの限界生産性は K_t の水準に依存しないことを示しなさい。また、資本ストックの水準を所与として、所得税率を上昇させると GDP はどのように変化するか説明しなさい。

(2) ある国のある財市場に注目する。財の価格を p 、その数量を Q とし、需要曲線が $Q(p) = 100 - p$ 、供給曲線が $Q(p) = -20 + p$ で与えられるとする。この国は、自国の貿易政策が国際価格に影響しないような国、すなわち小国であるとする。

また、この財の国内価格と国際価格をそれぞれ p^d と p^* とし、貿易政策のない自由貿易の場合、国内価格は国際価格と一致し、 $p^d = p^* = 40$ であるとする。

なお、国内と外国の財は同質であり、輸送費は無視できるほど小さいものとする。

いま、この国がこの財に 25% の従価関税を賦課することを考える。

これに関して、以下の設問①～⑥に答えなさい。

- ① 関税賦課後のこの財の国内価格と輸入量を求めなさい。
- ② 関税賦課前後の需要曲線、供給曲線、国内価格、国際価格を一つの図に示し、関税賦課による生産者余剰の変化、消費者余剰の変化、関税収入の変化がどのように表されるのかを説明しなさい。なお、縦軸と横軸の縮尺は異なっていても構わない。
- ③ 関税賦課前の総余剰を W^f 、関税賦課後の総余剰を W^t とする。このとき、関税賦課による総余剰の変化 ($W^t - W^f$) を求めなさい。
- ④ 関税による保護は、この国の財市場の経済厚生（総余剰）にどのような影響をもたらすか。①～③の結果を基に説明しなさい。

ここまででは、政策決定過程を考慮していなかった。以下では、政権与党（以下「与党」という。）の行動を考慮することを考える。いま、与党の利得 R が次のように与えられ、与党はこの利得 R を最大化するように行動するとする。

$$R^j = \alpha W^j + s^j$$

ここで、 j は自由貿易時に $j = f$ 、関税賦課時に $j = t$ となる添え字である。すなわち、 W^j は j の場合における総余剰であり、③に対応している。また、 s^j は j の場合における与党への政治献金を表す。

生産者は保護されるとき、すなわち関税賦課時には自身の生産者余剰の一部を政治献金として拠出するが、保護されないとき、すなわち自由貿易時には政治献金を行わない。したがって、 $s^t > s^f = 0$ が成り立つ。

また、 $\alpha (> 0)$ は、政治献金を基準として、与党が一国の経済厚生をどれだけ重視するかを示すパラメータである。例えば、 $\alpha = 2$ の場合、与党は政治献金の 2 倍、経済厚生を重視することを意味する。

⑤ このような設定の下では、次の(ア)及び(イ)の二つの条件が満たされる場合に、生産者による政治献金と与党による関税保護が行われることとなる（二つの条件が満たされない場合は自由貿易となり、政治献金は行われない。）。

(ア) 関税による生産者余剰の上昇が政治献金を上回る。

(イ) 与党の関税賦課時の利得が自由貿易時の利得を上回る。

これらの条件とこれまでの計算をもとに、政治献金が行われるときに α と s^t が取り得る範囲、及び α と s^t の関係を導出しなさい。

- ⑥ α を縦軸、 s^t を横軸にとった図を用いて、政治献金が行われる場合の α と s^t の関係を図示し、その図を利用して「どのようなときに、一国全体で見ると自由貿易が望ましいにもかかわらず、関税による保護的な貿易政策が採られるのか」を論じなさい。なお、縦軸と横軸の縮尺は異なっていても構わない。